

- すべての入国者について、日本への入国に当たって、以下の事項が必要となることを、別添2及び別添3を活用して説明。

① 検査証明書の提出

- 出発前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、現地医療機関から「陰性」であることを証明する検査証明書を取得し、入国時に提出する必要があること。

② 宿泊施設での待機と検査の実施

- アイルランド、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、タイ、チュニジア、デンマーク、フィリピン、ブラジル、米国（対象州のみ※）、ペルー、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、ロシア（対象地域のみ※）、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、キューバ、コロンビア、スリナム、セーシェル、チリ、トリニダード・トバゴ、トルコ、パラグアイ、フィジー、ベネズエラ、ペルーシ、ポリビア、リビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、ナミビアに滞在歴のある入国者については、検査証明書の有無にかかわらず、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機し、待機3日目に再度検査を受ける必要があること。待機3日目の検査で陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所し、入国後14日間は自宅等で待機する必要があること。

※アメリカにおける対象州

アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オレゴン州、ケンタッキー州、コロラド州、ネバダ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ルイジアナ州、ワシントン州、フロリダ州、ニューメキシコ州、ユタ州、ワイオミング州

※ロシアにおける対象地域

モスクワ州、サンクトペテルブルク市、カレリア共和国、サラトフ州、ニジェゴロド州、サハ共和国

- バングラデシュ、ウガンダ、英国、マレーシア、アラブ首長国連邦、ロシア（モスクワ市）に滞在歴のある入国者については、検査証明書の有無にかかわらず、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機し、待機3日目及び6日目に検査を受ける必要があること。待機3日目及び6日目の検査で陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所し、入国後14日間は自宅等で待機する必要があること。
- アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、モルディブ、インドネシア、キルギス、ザンビアに滞在歴のある入国者については、検査証明書の有無にかかわらず、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機し、待機3日目、6日目及び10日目に検査を受ける必要があること。待機3日目、6日目及び10日目の検査で陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所し、入国後14日間は自宅等で待機する必要があること。

③ 誓約書（別添4）の提出

- 以下の事項を誓約した誓約書（別添4）を提出する必要があること。
 - 入国後14日間毎日、保健所等に健康状態の報告を行うこと
 - 入国後14日間は自宅又は宿泊施設で待機すること、また、公共交通機関を使用しないこと
 - 地図アプリ機能等により位置情報を保存すること、また、接触確認アプリを利用すること 等

④ 指定アプリのインストール、スマートフォン所持等の確認

- 日本の空港の制限エリア内において、ビデオ通話アプリや位置情報確認アプリ等のインストールを確認するため、必要なアプリをあらかじめインストールしていただきたいこと。
- スマートフォンを所持していない場合、又はアプリをインストールできないスマートフォンを所持している場合は、入国者の負担により、スマートフォンを借り受けるよう求めること。

2 誓約書の配布

- 検疫所から要望があった場合には、機内で誓約書やそれに関連する書類を配布し、それらの書類を検疫官等に提出する必要があることを説明。

